

◇国際会議報告◇

GPF 会議（2023 年 11 月）出席報告

富士通(株) 財務経理本部 経理部 財務企画部長

IFRS 財団 世界作成者フォーラム メンバー

ASBJ 収益認識専門委員会専門委員

ASBJ IFRS 適用課題対応専門委員会専門委員

坂口 和宏

1. はじめに

2023 年 11 月 10 日、世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）が開催された。GPF は財務諸表作成者の代表者からなる会議体で、作成者の立場から、IASB に対して定期的にインプットすることを目的としている。GPF のメンバーは 19 名（2023 年 12 月末現在）で、ヨーロッパ 8 名、北米 3 名、南米 1 名、中近東・アフリカ 2 名、アジア 5 名と、幅広く作成者の声を拾うため、地域バランスに配慮した構成となっている。

今回の会議も、前回に引き続き、ロンドンでの対面とオンラインとのハイブリッド開催となった。日本からは筆者がロンドンにて対面で参加した。会議では各セッションにおいて、IASB スタッフより、議事に関するこれまでの検討状況が説明され、その後 IASB メンバーを交えて、GPF メンバーとの意見交換が行われた。

以下、議事一覧及び主な討議内容を紹介する。なお、会議で使用された資料は、IASB のウェブサイトでご覧可能であるため、適宜参照頂きたい。

2. 議事一覧

以下ロンドン時間、休憩時間等は除く：

09:45-11:15 IASB・IFRS 解釈指針委員会アップデート

- －基本財務諸表プロジェクト
- －財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
- －その他のアップデート

11:30-12:30 持分法

13:30-14:15 ISSB アップデート

14:15-15:30 適用後レビュー：IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

3. 基本財務諸表プロジェクト

IASB は、基本財務諸表プロジェクトについて、2019 年 12 月に公表した公開草案「全般的な表示及び開示」に対して寄せられたコメントを踏まえ、基準策定に向けた再審議を行っている。新基準は、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」として 2024 年第 2 四半期に公表され、2027 年 1 月 1 日より開始する事業年度より適用される見込みである。

今回の GPF 会議では、IASB より GPF メンバーに対して、IASB が IFRS 第 18 号の導入とその後の一貫した適用を支援するための初期的なプランを含め、プロジェクトの検討状況についてのアップデートが行われた。

GPF メンバーからは、全般的に、本プロジェクトにおける IASB の取組みを評価する意見が聞かれた。また、仮に IASB が GPF メンバーからの提案をすべて採用しなかったとしても IASB の結論を支援する旨のコメントも出されるなど、概して新基準に対するポジティブな意見が聞かれた。

IFRS 第 18 号の適用時期について、適用開始日よりも前に企業が適用することができるかどうかについて意見が交わされた。GPF メンバーからは、サステナビリティ関連のディスクロージャーや OECD による国際税制改革である第 2 の柱のモデルルールへの対応など優先して取り組むべき案件があること、また、IFRS 第 18 号で新たに定められる要求事項への対応に時間を要することから、早期適用する企業は少ないであろうとの意見が多く聞かれた。

4. 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

IASB は、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての情報提供が不十分であり一貫性に欠けているという懸念を受け、設例・教育文書の開発や関連する IFRS 基準の改訂などの今後取り組むべきアクションを検討している。なお、本プロジェクトでは、気候関連リスクについての新しい基準を開発することは意図されていない。また、財務諸表の目的を拡大すること、資産・負債の定義を変更すること、排出物価格設定メカニズムに関する会計処理の要求事項を開発することのいずれも、本プロジェクトのスコープの対象外である。

今回の GPF 会議では、IASB より GPF メンバーに対して本プロジェクトの検討状況をアップデートするとともに、プロジェクトの方向性についての意見が交わされた。

GPF メンバーからは概ね本プロジェクトの方向性をサポートする意見が出された。多くの GPF メンバーは、新たな基準設定には反対したものの、利用者の懸念に対応するための気候関連に特化した事例の開発については賛成した。それらの事例を IASB の設例の一部として基準書に含めることで、より開示の透明性が高まるとの声もあった。

また、GPF メンバーから、どのような情報が財務諸表に含まれ、どのような情報がサステナビリティ関連の開示に含まれるかをより明確にするため、財務諸表の役割に関する教育文書を開発すべきではないかという意見も出された。

5. 適用後レビュー：IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

IASB は、デュー・プロセスの一環として、IFRS 第 15 号の適用後レビューに着手しており、IFRS 第 15 号の要求事項について利害関係者から広く意見を求めるため Request for Information（情報要請）を公表していた。適用後レビューは、基準が重要な問題がなく開発時に意図した通り機能しているか、また、実務での適用上の課題がないかについて、確認・評価することを目的としている。

今回の GPF 会議では、情報要請に寄せられた事項も踏まえ、IASB から GPF メンバーへ、今後取り組むべき事項の優先順位やそれら事項を解決するための提案についての照会が行われた。

まず、多くの GPF メンバーは、IFRS 第 15 号はその目的を達成しており、うまく機能しているため、根本的な変更は不要であるとの見解であった。

その上で、一般的な実務上の課題として、契約における履行義務の識別と企業が本人であるか代理人であるかの決定の 2 つの論点が挙げられた。多くの GPF メンバーは、それらの課題は企業のビジネスモデルや財又はサービスの提供に係る契約条件の複雑さに起因しているとの考えを示した。また、それらの論点に係る判断の程度が大きくなる場合は、企業間での結論に不整合が生じる可能性があるとの指摘もなされた。それらの課題に対処するため、一部のメンバーから、業種特有の事例の追加や判断に至るまでの考え方の公表といった対応策が提案された。

多くの GPF メンバーは、米国会計基準（FASB ASC Topic 606）とのコンバージェンスが非常に重要であるとの見解を示し、少なくとも現状のコンバージェンスの水準を維持すべきであるとの声が聞かれた。

国際関連情報

一部の GPF メンバーからは、IFRS 第 15 号の開示要求事項のコストベネフィットの評価や顧客に支払われる対価の論点から生じ得る負の収益についても IASB は検討すべきとの意見が出された。

各セッションにおける GPF メンバーからのフィードバックは、今後の IASB の審議において考慮される予定である。

6. 次回の予定

次回の GPF 会議は、2024 年 3 月 1 日の開催が予定されている。